

令和6年3月25日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年3月25日				召 集 場 所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時10分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 駒 宮 敏 之					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 藤 間 みゆき					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 幹 関 田 毅					
				主 査 大 熊 健太郎					

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和6年第3回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、まず職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。



◎開会の宣告

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、大変忙しい中、ご出席くださいます。深く感謝を申し上げます。

桜の花も最初のうちは早く咲くということだったんですけれども、それが最近は時期がどんどん遅れるということで、普通だったら市役所の下も桜が、今度は植えたんですよね、今日だったら満開で、一番きれいな時期だったんですけれども、ちょっと何か全然咲いてないという状態です。

それでは、令和6年の第3回の農業委員会を開会いたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は、年度末の大変お忙しい中、当総会にご出席いただき、ありがとうございます。

今、職務代理が申されたとおり、去年は桜の満開の時期でありました。それで、皆様もうきうき、春爛漫の気持ちで当総会に出席した記憶があります。

現在は、私の本業であります梨の花も、去年は咲き始めたんですけれども、今はがっちりまだ締まっておりました。そういう状態でありますので、私の経験上からいきますと、こう

いう年は花の開花期間が大変短い予想がたっております。そういう中、今後の農作業等にいろいろご尽力いただければというふうに考えております。

さて、本日も、大変いろんな案件があります。皆様方のご協力の下、スムーズに進行できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員総数15名のうち全て、全員の方にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小川会長に議長をお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いします。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員には

11番 関 弘 明 委員及び

12番 松 本 昇 委員

の両委員を指名いたします。

◇

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書2ページの4番、志多見地区の案件及び議案書3ページの6番、種足地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、2月の保留案件であります2番、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。この案件については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、先月2月の審議保留案件であります。農地法3条の審議保留2月2、審議保留2月3は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、タマネギを耕作するものです。これまで、耕作要件について指摘してまいりましたが、耕作する農地2区画の契約を解除し、現在は2区画となっております。

今回の申請に当たり、譲受人が所有する農地を確認したところ、所有する農地は、タマネギが耕作されている箇所と、耕うんを開始し農作業に着手したと判断できる状況でした。なお、耕うんされている箇所については、作付品目の時期もあり、5月よりサツマイモの作付け、耕作を開始するとのことでした。

農地法の基準では、「全ての農地を効率的に耕作すること」となっておりますが、取得後1年経過しておらず、作付品目の時期もあり、5月より耕作を開始することを確認しております。

また、農地所有適格法人としての要件である農業収入の過半を占めるお米代について、耕

作地である 農業委員会に確認したところ、 として農地取得及び貸借等している農地はなく、水稻作業の作業受託、お手伝いの対価約42万円は、農地法の農地所有適格法人の要件で、農地法第2条第3項第1号の規定に「その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関する事業であつて）」と記載されておりますが、埼玉県農業会議に確認したところ、会社としてお米作りを行っていないことから、水稻作業の作業受託については農業収入にならないという判断になるものです。

現状では、水稻の作業受託が農業収入にならないため、農業収入は過半以下となり、従事日数、年間150日も不足してしまうことになります。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○次長（前島勝己君） 補足説明をいたします。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○次長（前島勝己君） まず、耕作要件については、 の耕作地は、これまで4区画でしたが、耕作されていない区画があり、耕作要件が満たされていないという指導を行ってきましたが、最近では、その4区画のうちの2区画の契約を解除して地権者に返却し、残りは2区画となり、そのうちの1区画は耕作されており、もう1区画が耕うんされていて、耕作要件が満たされるような状況になってきました。それはいいのですが、問題は農地所有適格法人の要件で、その中に農業収入があり、これは全体の収入の過半が必要となります。それから、従事日数というところもありますが、報告書では、農業収入が50数万円で、そのうちの約42万円がお米作りを手伝って得た収入という説明を受けました。お手伝いをして得た収入は、農業収入にカウントできるということを、県に確認しておりますが、農地法第2条の関係の説明が先ほど事務局からありましたが、お手伝いについては、作業受託に含まれるものとなり、一般的に農業収入としてカウントできますが、作業受託の収入というのは、その法人が生産している農畜産物でないと農業収入としてカウントできないこととなっており、 の令和5年の作付け状況は、ほとんどがキノコの生産であり、米作りの作業受託は、農業収入には含まれないということを県にも確認しております。

また、従事日数についても、米作りの作業受託日数が大半を占めておりますので、従事日数についても、年間150日を下回りますし、農地所有適格法人の要件を満たさないということになります。

以上です。

○会長（小川達男君） それでは、ただいま事務局のほうから説明がありましたが、地区担当

委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月21日、増川推進委員と現地を見に行きました。

この案件は、先ほど事務局が説明されたように、2月に許可が下りなかった案件です。

さんです。今回、新たに案件が上がってきました。難しいところはあるんですが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、1番及び2番の三俣地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

3条の1番と3条の2番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は、高齢により耕作が難しくなったため。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

3月16日土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認後、譲受人の 氏及び譲渡人の、 宅を訪問してまいりました。

まず、現地は、農地改良された畑地になっておりまして、よく管理されておりました。まず、譲受人の 氏は、位置図で見て分かるとおり、 と の間のこの三角形の土地を所有して耕しております。バイパスによって切れてしまいましたので、の先の を建てているところまであった土地です。

それから、 の右肩、 の下ですね。こちらのほうも 氏の所有している畑になっております。ですので、今回、 と を購入しますと整形になる大変立派な畑地になりますので、効率が大変よろしいということです。

さんと さんは、もう 歳ぐらいと 歳ぐらいの高齢で、 も亡くなられておりますので で、農業は縮小方向に向かっております。そういうふうなお二人と、それから近隣である 氏の意見が今回一致しまして、売買となりました。

本件は、大変 さんにとっては利便性のいい、耕作のいい土地になりますので、特段問題なしと考えてまいりました。

ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、地区で自宅を購入し、市外から引っ越してきましたが、元の住まいでも農業を行っており、家を譲っていただいた方が所有する農地も譲っていただけることになったため、譲渡人は、高齢のため規模縮小の意向があるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月18日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲渡人であります さんの案内で、現地確認を行いました。 さんは現在、 から に転居し、譲受人の さんは、 にある さんの家を購入しております。そして、果樹を育ててみたいということで、 さんが所有している案件の土地を生かせたということでした。 さんも に住まいを移し、畑の管理もできないので、贈与ということになったそうです。

現地を確認しますと、案件の土地は果樹を植える準備もしてあり、整備されておりました。耕作放棄地になるのを防ぎ、農地を有効利用できるものと思います。

これらのことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

3 番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5 番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 5 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、営農規模拡大のため、譲渡人は、営農規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（関 弘明君） 11 番の関と申します。

3 月の 18 日月曜日に、推進委員の増田さんと譲受人の さん、そして本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

今回の申請経緯ですけれども、譲渡人の さんは、本申請地を相続で取得したところですけれども、お住まいが ということなので耕作ができないため、今回の譲受人の さんに貸し付けて耕作をお願いしておりました。 さんは、かねてから土地を処分することを考えていたそうです。最悪相手がいない場合は、国庫帰属申請も考えていたそうです。

こうした中で、現在耕作をお願いしている さんとも相談を続けておりましたけれども、このたび さんに贈与という形で話がまとまったため、本申請に至ったとのことでした。

現地ですけれども、現在、譲受人の さんが耕作しておりますので、きれいに管理されておりました。

以上のとおり、現地調査及び聞き取り調査の結果、農地法 3 条の許可基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、申請地が耕作放棄地であるため自分の土地と合わせて耕作するため、譲渡人は、農業を行っていないので管理できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。

3月の17日に、推進委員の泉津井さんと譲受人の さんの自宅へ伺って、いろいろ話を聞いてまいりました。

それによりますと、譲渡人の さんは現在、実家も空き家状態で、この申請の土地も耕作放棄地、また、ほかにも土地がいっぱいあるんですけれども、みんな耕作放棄地になっているということでした。この土地は、 さんの隣でありまして、今まで耕作放棄地で耕作されていないので随分困っていたということですが、このたび さんから買ってもらえないかということで話がありまして、購入に至ったそうでございます。

現在、この土地は、 さんがトラクターで耕作しまして、きれいになっておりました。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、農業経営の拡大を図るため、譲渡人は、農業経営の縮小を図るためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、2月の総会で、書類不備のため取下げになった案件です。そのときに、2月に聞き取りと現地調査をしました。それで、譲渡人の さんのほうなんですけれども、 のため、昨年7月ぐらいにもう入所しましたので耕作はできないということで、3年ぐらい前から さんのほうが申請地を作付け、稲作を作付けしておることから、今回、売買で話がまとまり、申請となりました。

現場の状況からして許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

1番及び2番の大桑地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図4-1及び4-2をご覧ください。

4条の1番と4条の2番は申請人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、以前より使用していた農業用施設が農地であることが判明したため許可を取得するもので、また、4条の2番につきましては、宅地の一部が農地であることが判明したため、許可を取得するものでございます。

なお、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在、申請地に農業用施設が建っている状況及び宅地の一部として建築されている状況ではございますが、始末書が添付されており、今後においても農業用施設及び農家住宅として使用していくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月19日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん及び申請者のさんと5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の東方で、さらに の東方にあり、 の北方向に位置する 地区にあり、既存の農家住宅の中に新設の住宅が何軒かある地域です。

申請者の さんは現在 歳で、 が2年前に亡くなり、 から実家に戻り、イチジク栽培を始めていましたが、敷地内に増築した風呂場と農業用施設の敷地が農地であることが判明したため、今回の手続きをするものです。

なお、この件について、 さんが子供の頃、 が建築したもので、当時のいきさつについては分かりませんが、農業用施設とお風呂場が昭和50年頃と昭和52年頃に建築したとのことでした。事実確認のため、農業委員会事務局に照会したところ、同様の事実でありまして、始末書が添付されていました。

今後においても、農業用施設とお風呂場は利用していくことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可はやむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

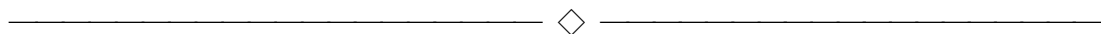
（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月21日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人 さん、譲渡人の さん及びさんの、6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、大桑の 地内で、既存住宅と新興住宅が混在する中に、地目、田の299平米です。代理人のお話では、譲受人は譲渡人と不動産会社を通じて売買し、自己用住宅を建築することにしたとのこと。譲渡人は、お二人とも将来のことを考えると、自己管理ができなくなるので手放すことにしたとのこと。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、農業用施設の敷地拡張とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の農機具置場に子供の自己用住宅を建築したため、新たに

自宅隣地に農機具置場を建築するものであり、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲受人の さんにお聞きしたところ、 さんが住宅を建てる予定があり、農機具置場を壊し、譲受人の さんは今後農業をやる考えがあり、農機具等置場も建てる予定で今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ、土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（6区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

3月16日土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認の後、 氏宅を訪問して事情を聞いてまいりました。

まず、現地は、田んぼでしたが、農地改良されて、現在は畑地となっております。除草されておりまして、管理されておりました。

譲渡人の 氏は、もともと位置図の申請地というふうに書いてある辺りがご実家で、
で、宅地のほうは全て の中に入ってしまったので、市街化地域の に
ご自宅を、引っ越しております。

今回の 、該当地の横に さんという名前がありますけれども、こちらのほう
は申請者の さんで、分家に出た土地でありまして、その下の ですか、こちら
の も さんの所有です。数か月前に と該当地の間の空き地、こ
ちらに で を建てておりまして、申請後、 の完成も見てまいりまし
た。

そういうわけで、ほとんどこちらのほうの土地には縁がなくなってきましたので、最後に
残った空き地を売却するということになりました。

買主の さんは であり、今回は建て売りということではなくて、宅地造成を
したうえの建築条件つきということで申請をしておりますので、こちらのほうについては、代
理である 氏に確認をして、そのとおりということでしたので、間違いございません。

5条申請、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び配置図 5 - 4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場の敷地を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、隣接敷地において中古トラック販売の展示スペースとして使用しておりますが、事業の拡大のため、当該地を駐車場として敷地拡張したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10 番（須藤秀夫君） 10 番、須藤秀夫です。

3 月 18 日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは、案件の土地で稲を作付けしておりましたが、高齢になり、農業の後継者もいないため、耕作が難しくなったということです。また、譲渡人の さんは、に住んでおり、管理ができないということです。 さんは、中古トラック販売の展示スペースとして、在庫車両を近隣地に置いてあり、事業拡大のため、土地の敷地拡張が必要なことから計画したものということであります。

現地を確認しましたが、中古トラック販売の展示スペースとして活用してもほかの農地に影響することはないと、また、近隣の住宅に影響することもないと思いますので、問題はないと思いました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び配置図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在の駐車場の部分にと
を建てることになり、現在の 部分を として利用することに伴い、今回、新たに駐
車場の設置を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま
す。
以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

3月16日土曜日に、儘田推進委員さんと現地を確認後、譲渡人の 氏及び
に会ってまいりました。

まず、該当の現地は、 と住宅に挟まれた長方形の土地でありまして、畑はよく管理
されておりました。所有者の さんは、位置図で申しますと、申請地というふうに書いて
ある下に っておりますけれども、こちらが さんの家でございます、今回のその隣
の の上のほうに っております。これが さんのお住まいです。大変お隣
同士で親交もあって、いろいろ話ができる状態でございます。

さんは今回、 が老朽化に伴いまして建て替えを検討しておりましたが、
を運営しながら建て替えをするということで、現時点の のところに建て替えるわけに
はいかないということで、苦渋の決断の結果、駐車場を、 を潰して建て替えるとい
う判断をしました。そうすると、うんと駐車場が足りなくなっておりますので、こちらの
さんの 番の土地をどうしても必要となっておりまして、 氏に交渉した結
果、快く引き受けたということです。 氏にとっては のほうの規模拡大、及び
さんにつきましては、近隣の事情を勘案して、了解するということになりました。

5条申請、何ら問題ないと判断してまいりました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が土地を取得し、農業用車両置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、市内の農地を借り入れて農業を行っているが、事業拡大を考え、農業用車両置場を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

3月16日の土曜日に、儘田推進委員さんと現地を確認後、
、
両宅を訪問してまいりました。

該当地は現在、畑になっておりまして、耕作はされておられませんけれども、管理はされておりました。まず、
さんがたまたまご在宅でしたので、事情を聞いてまいりました。親の代からここに住んでおりまして、当時は親と同居しておりましたけれども、
が亡くなって、ご本人も
ということで、ここに住む理由がなくなってきたということで、ご本人は8月頃までに転居を予定しているということでした。そうしますと、居宅を含む該当地も必要なくなってまいりますので、居宅、それから物置、この該当地の裏ですね、こちらのほうも一緒に売却するというので、こちらは宅地でしたので、既に契約関係は締結済みだそうです。

今回、譲り受けをいたします
さんは、まだまだ
で、
さんは、

は　　のほうから加須のほうへ引っ越してまいりまして、農業をぜひとも一生の職業にしたいということで、夢を持ってこちらに参りました。現在のお住まいは、　　のちょうど裏辺りに借家という形で一軒家を借りておりまして、そこに大型機械等もございますけれども、大変この不動岡のその地域は道が狭くて、機械を運転するにも大変手間がかかるような土地です。

このたび　　の紹介で、この物件を紹介してもらいました。大変こっちでしたら立派な農道が走っている脇の道ですので、　　さんとしても大変都合のいい土地となっております。現在、　　さんは、　　の中間管理機構等にも登録しております。しっかりした農業経営をしております。

以上のことより、今回は第5条申請に何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関　弘明君）　11番の関と申します。

土地利用計画図を見ているんですけども、農業用車両置場ということで、トラクター、コンバイン、軽トラック等というふうに書かれております。トラクター、コンバインについて、通常野ざらしということはないと思うんですけども、倉庫的なこういう建物を建てた上で、こういうものを置くということなんでしょうか、それをお聞かせください。

○7番（小川達夫君）　お答えいたします。

まず、既存の建物等を、既に売買契約を結んでありまして、お引っ越ししてきてこちらに住むと同時に、既存の建物、農機具置場ですね、そちらのほうに取りあえず格納いたします。体制が整いましたら、現在購入した前の農地というか、今回の土地を有効利用するというお考えです。何せまだ　　ですので、資金面も大変厳しいと思いますので、順次計画を遂行していくという考えでございます。

以上です。

○会長（小川達男君）　どうぞ。

○11番（関　弘明君）　取りあえず既存のほうに置いておくということなんですけれども、今回、転用出ているところに、行く行くそういう倉庫的なものを建てるという計画があるんでしょうか。

○7番（小川達夫君） 行く行くはそのような計画はあるんじゃないかと思いますが、今はまだはっきりしたものは出ておりません。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまの質問なんですが、委員さんのお聞き取りしている中で、先ほどお話もありましたけれども、費用の関係もあって、こちらのほうの建物を現時点で建てるという計画は、車庫等を建てるという計画はないということを伺っています。

ただですね、行く行くは さんのほうも事業を拡大して行っていきたいということもありますので、こちらのほう、申請地の東側ですか、東側のほうに敷地を拡張していきたいという計画がありますので、そういった中で、今後もしかすると費用の面も、建てるような見込みが出てくればそういった計画もあるかもしれませんが、今のところはないということで伺っていますので、よろしくお願いいたします。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

そうしますと、取りあえず敷地に地目を変えて、倉庫を建てる時には、改めて建築基準法に基づく申請をするという形になるわけでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。もし、そういった車庫を建てる計画があれば、当然、建築基準法に該当するような車庫であれば、そういった手続きは必要になってくるんだと思うんですが、現時点ではこちらにかけるというちょっとお話は聞いてないので、計画によって建築基準法の手続きは発生していくんだと思います、必要なものであれば。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、土地利用計画図5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

3月の18日月曜日に、推進委員の清水さん、そして本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。現地確認終了後、譲渡人の さん宅をお訪ねしましたが、不在でしたので、改めて3月22日金曜日に さん宅を訪問し、お話を伺っております。

申請地ですけれども、畑でありまして、野菜が作付けされており、きれいに管理されておりました。

譲受人の さんは、譲渡人 さんの でございます。現在、と のアパート住まいですけれども、かねてから実家の近くに居住したいというふうに考えていたところですが、このたび から今回の申請地を贈与を受けることになり、自己用住宅を建築する運びとなったとのことでした。

農地法5条の許可要件の立地基準ですが、当該土地は2種農地ということで問題はないと思います。一般基準の周辺農地の営農に支障があるかどうかですが、農地は隣接しておりませんので、こちらのほうも問題はないと思います。

このようなことから、本申請は、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ、土地利用計画図5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、会社所有車及び社員所有車の車庫を貸し出すことになったため、会社所有車及び社員所有車の駐車場として使用する計画であり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

3月21日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に譲受人代理の さんから聞き取り調査及び現地調査を実施いたしました。 さんによりますと、譲受人は、事業拡大に伴い新たに駐車場が必要となり、探していたとのことでした。また、譲渡人は、狭小地で耕作しにくいことから、処分を考えていたとのことでした。

現地は、耕作されておりましたが、管理されている農地で、北側が狭小農地に接しておりますが、U字溝で完全に区分されているので、転用後の支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

これで休憩に入ります。

再開は、2時55分に再開いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分



◎開議の宣告

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・3月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計57筆、面積3万5,808平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意

見等がありましたらお聞かせください。

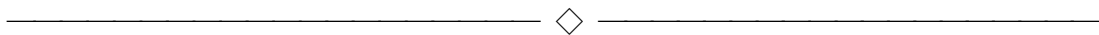
(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和6年(3月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということに、松本昇委員、嶋村淨委員、梅田清推進委員、寺田薫推進委員、増田広美推進委員、田村和彦推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（松本昇委員、嶋村淨委員、梅田清推進委員、寺田薫推進委員、
増田広美推進委員、田村和彦推進委員退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

令和5年度（利用権・2月受付分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について。

加須地区、新規533筆、合計面積39万345平方メートル、更新分合計128筆、面積15万3,961平方メートル。騎西地区、新規211筆、面積21万8,404平方メートル、騎西地域更新、筆数69筆、面積8万4,000平方メートル。北川辺地区、新規37筆、面積2万3,539平方メートル、更新9筆、面積8,455平方メートル。大利根地区、新規192筆、面積18万4,574平方メートル、更新分66筆、面積7万2,391平方メートル。合計、新規分973筆、面積81万6,862平方メートル、更新272筆、面積31万8,807平方メートル。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第6号の審議が終了いたしましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（松本昇委員、嶋村淨委員、梅田清推進委員、寺田薫推進委員、増田広美推進委員、田村和彦推進委員入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の8ページからご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、11ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、12ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、13ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について105件で、内容は資料のとおりです。

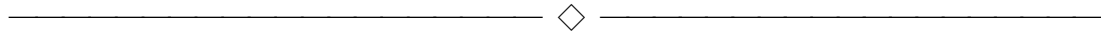
以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これで議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまです。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） ここで、最後になりますけれども、職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 失礼します。本日はお忙しい中を、委員各位におかれましては慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年3月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 関 弘 明

署名委員 松 本 昇